

建 技 第 574 号
平成 28 年 2 月 5 日

(一社) 富山県建設業協会会長 殿

富 山 県 土 木 部
建設技術企画課長

防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する今後の対応における、
契約図書への記載について（参考送付）

このことについて、別添のとおり国土交通省から参考送付があったことから、
下記のとおり取り扱うこととしましたので参考送付します。

なお、貴協会会員に対する周知について、ご配慮願います。

記

- 1 第三者機関による品質を証明する書類を提出することを義務づける旨を特記仕様書に記載する（別紙参照）。
- 2 平成 28 年 2 月 15 日以降に作成する設計書から適用する。

事務担当 技術指導係
TEL 076-444-3298



別添

国官技第 297 の 3 号
平成 28 年 1 月 22 日

富山県 土木部長 殿

国土交通省 大臣官房

技術調査課長



防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する今後の対応における、契約図書への記載について（参考送付）

国土交通省の調達にあたっては、製品の品質を確実に確保するため、当面の間、東洋ゴム化工品(株)で製造された製品や材料を用いる場合には、契約時点で第三者機関による品質を証明する書類（船舶安全法による検査の対象品については、予備検査合格証明書）の添付を義務づけることとしたため、別紙（平成28年1月22日付け国官技第287号、国営整第226号、国総技第67号「防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する今後の対応について」）の通り参考を送付する。



国官技第287号
国営整第226号
国総技第67号
平成28年1月22日

内部部局
特別の機関
施設等機関 の長 殿
地方支分部局
外局

国土交通省 大臣官房長
(公 印 省 略)

防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する今後の対応について

先般、東洋ゴム工業(株)より、同社子会社の東洋ゴム化工品(株)が製造及び販売している防振ゴム等の検査における不正について原因分析及び再発防止策を含む最終報告がなされたところである。

東洋ゴム工業(株)については、平成19年の断熱パネル及び平成27年の免震ゴムにおける大臣認定の不正取得問題に続いて、今回で3回目の不正事案であることを考慮し、国土交通省の調達にあたっては、製品の品質を確実に確保するため、当面の間、東洋ゴム化工品(株)で製造された製品や材料を用いる場合には、契約時点で第三者機関による品質を証明する書類(船舶安全法による検査の対象品については、予備検査合格証明書)の添付を義務づけることとする。

具体的には、今後の調達において、第三者機関による品質を証明する書類を提出することを義務づける旨を契約図書(特記仕様書等)に記載し、品質の確保に努められたい。

また、当面の間とは、東洋ゴム工業(株)の再発防止策実施後の改善状況が確認できるまでとし、改善状況が確認できた際には別途通知する。

(参考) 東洋ゴム化工品(株)の製品情報

<http://www.toyo-ci.co.jp/product/>

【別紙】

大臣官房秘書室長	国土交通政策研究所長
大臣官房人事課長	国土技術政策総合研究所長
大臣官房総務課長	国土交通大学校長
大臣官房広報課長	航空保安大学校長
大臣官房会計課長	東北地方整備局長
大臣官房地方課長	関東地方整備局長
大臣官房福利厚生課長	北陸地方整備局長
大臣官房技術調査課長	中部地方整備局長
大臣官房総括監察官	近畿地方整備局長
大臣官房運輸安全管理官	中国地方整備局長
大臣官房官庁営繕部長	四国地方整備局長
総合政策局長	九州地方整備局長
国土政策局長	北海道開発局長
土地・建設産業局長	北海道運輸局長
都市局長	東北運輸局長
水管理・国土保全局長	関東運輸局長
道路局長	北陸信越運輸局長
住宅局長	中部運輸局長
鉄道局長	近畿運輸局長
自動車局長	神戸運輸監理部長
海事局長	中国運輸局長
港湾局長	四国運輸局長
航空局長	九州運輸局長
北海道局長	東京航空局長
政策統括官	大阪航空局長
国際統括官	札幌航空交通管制部長
国土地理院長	東京航空交通管制部長
小笠原総合事務所長	福岡航空交通管制部長
海難審判所長	那覇航空交通管制部長
観光庁長官	
気象庁長官	
運輸安全委員会事務局長	
海上保安庁長官	

特記仕様書記載例

第〇条 ゴム製品等の品質確認等

受注者は、東洋ゴム化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。別表参照)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。

なお受注者は、品質証明にあたって実施すべき試験及び検査、並びに製品に応じて必要な規格について調査した上で監督員と協議すること。

(試験名と計測項目の例)

試験名	計測項目
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

第〇条 ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い

第三者による品質証明書類を提出し監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

別表

製品及び材料名	
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム ゴム製軸継手 産業機械用空気ばね
芝保護材	
落橋防止用ゴム	
道路資材	車止め(ガードコーン) 視線誘導標・車線分離標
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材
建築防水資材	

※代表的な製品例である

(参考) 東洋ゴム化工品(株)の製品情報

<http://www.toyo-ci.co.jp/product/>